



ぶるべー



携帯電話用



スマートフォン用

後期高齢者医療制度 特集号

発行：小平市 編集：小平市健康福祉部保険年金課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp ◇小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>

8月1日から

後期高齢者医療制度の 保険証が変わります

8月1日付で、後期高齢者医療制度（被保険者）全員の保険証が更新されます。原則、7月中旬に、住民登録をしている住所へ簡易書留でお送りします。不在の場合は、ポストに郵便局からのお知らせが入ります。なお、郵便局の保管期限を過ぎると、保険証は市へ戻されます。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

新しい保険証の見本

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名	広城 花子 女
生年月日	大正10年12月30日
資格取得年月日	平成26年7月1日
発効期日	平成26年 4月 1日
交付年月日	平成26年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39131234 東京都後期高齢者医療広域連合

医療費の一部負担金の割合

病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割または3割です。

毎年、8月1日に被保険者の住民税課税所得などに基づいて見直されます。

平成26年度の住民税課税所得	負担割合
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満	一般の方 1割
145万円以上の被保険者および同じ世帯の被保険者	現役並み所得の方 3割

3割負担の方でも、次のいずれかの場合は、申請して認められると1割負担になります。

同じ世帯に被保険者が1人いて、収入額が383万円未満
同じ世帯に被保険者が1人と70歳から74歳までの方がいて、合計収入額が520万円未満
同じ世帯に被保険者が2人以上いて、合計収入額が520万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く）で、必要経費や各種控除を引く前の金額になります。

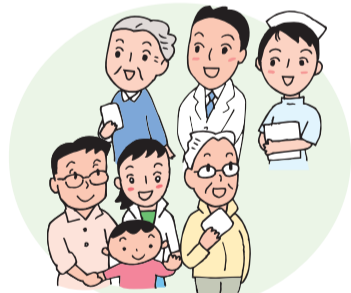
保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」(右図)をお送りします。ジェネリック医薬品への切り替えは、かかりつけの医師や薬剤師へご相談ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新

入院時に医療機関の窓口で提示すると、1食当たりの食事代と1か月の医療費の自己負担限度額が減額になる限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、毎年8月1日に更新されます。

有効期限が平成26年7月31日の減額認定証をすでにお持ちの方で、平成26年度も引き続き住民税非課税世帯の場合には、新しい減額認定証を7月下旬にお送りしますので、改めて手続きする必要はありません。



年に一度は 健康チェック

市では、健康の維持・増進と生活習慣病などの早期発見のために、健康診査を実施しています。対象となる方(施設入所者、長期入院の方を除く)には、6月下旬に受診票を送付しました。年に1度は、必ず健康診査を受けましょう。

生活習慣病はこんな病気

- ◇偏食、運動不足、喫煙、飲酒など毎日の生活習慣によって引き起こされると言われ、高血圧、糖尿病、心臓病、脳卒中、がんなどがあります
- ◇放っておくと命にかかわる危険のある恐ろしい病気です
- ◇生活習慣病は生活の質を低下させるだけでなく、医療費の負担も増大します

いつまでも健康で自立した生活を送るために

- ◇年に1度は健康診査を受けて、自分の健康状態を知りましょう
- ◇適度な運動を行いましょう
- ◇バランスのとれた食生活を心がけましょう
- ◇かかりつけの医師・かかりつけの薬局を持ちましょう



還付金詐欺・振り込め詐欺にご注意ください

家族、市職員、警察官、弁護士などを名乗り、言葉巧みに金をだまし取る詐欺が多発し、その手口は年々巧妙化しています。不審な電話がかかってきても、慌てず、すぐに金を振り込まず、家族、警察、市、広域連合へご相談ください。